電撃痕

◎業　　種：設備工事業
◎労働者数：70名
◎事　　案：水中ポンプへの漏電による感電死
◎被災者の年齢：26歳（経験8年）

事案の概要

◆◆◆ 事故発生

今回は、水中ポンプを設置しようとした労働者が漏電により感電死した労働災害についての話である。事故が発生したのは、臨海工業地帯にある大手鉄鋼メーカー構内の排水管の補修工事の現場であった。この鉄鋼メーカーの構内は広大で常に何らかの設備関連の工事が行われていた。事故を発生させた会社は、そこで専属的に工事を請け負っている工事会社である。会社の労働者数は約70名。歴代の社長はその鉄鋼メーカーの設備部門に勤務していた者が務めていた。

被災者は26歳。業務の経験は８年あり、この工事会社には２年前から勤務している。被災者には妻と２人の子供がいる。

工事はいったん完了した本工事に欠陥があり、深さ1.5mの場所に埋設された排水管（内径45cm）のジョイント部から水が漏れるためその止水処理をする工事であった。工事は、本工事で埋設した排水管のジョイント部分ごとに進められた。工事箇所は地下からの湧水が多かったので、まずバックホー（ドラグショベル）で掘削した後、土のうを管の周囲に

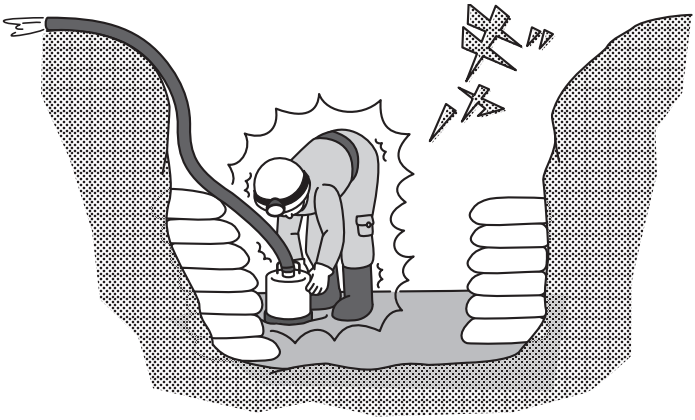

積み水中ポンプで排水しながらジョイント部までスコップで手掘りして止水処理を行うものであった。この工事は現場監督を含め８名で行われていた。現場は止水処理班と土木工事班とがおり、被災者は土木工事班に属していた。

事故が発生した６月○日の天候はうす曇りで蒸し暑い日であった。午前10時過ぎに３か所目のジョイント部の作業に取り掛かった。被災者は機械掘りされた溝に入り、同僚とともに土のうを積んでいたが、地下水が急に湧き上がってきた。そこで溝に溜まった水を排水しようとして地上にあった水中ポンプ（対地電圧200Ｖ）を両手で持ち溝の中に降ろしたが、突然「ギャー」と悲鳴を上げて仰向けに倒れた。溝の上にいた現場監督は、溝に入り被災者を起こしかかったところ、ビリッときたので感電だと気づき、水中ポンプのコードを引き水中ポンプを引き上げた後、被災者を救出した。被災者は直ちに隣接する病院に救急車で運ばれたが感電で死亡した。

被災者の履いていた左足のゴム長靴は破れて穴が開いており、手袋も絶縁性の高いゴム手袋ではなく綿製の手袋であった。被災者の左足には電撃痕が認められた。

被災者が感電した原因は、水中ポンプに漏電が生じていたことによるものであったが、この水中ポンプの漏電テストは行われていなかった。鉄鋼メーカーでは、下請等の構内持ち込みの機械器具等には安全を確認するため許可制になっていたが、この水中ポンプは持ち込み時の安全確

認が行われておらず、許可も受けていなかった。

また、水中ポンプはキャブタイヤケーブルで鉄鋼メーカーの分電盤に接続していたが、電路に感電防止用漏電しゃ断器は設置されておらず、アースも接地されていなかった。

経　過

◆◆◆ 捜査主任官

この事故を担当したＢ監督官は、任官２年目の女性監督官である。彼女にとって監督官は憧れの仕事だった。彼女は、大学を卒業後ある大企業に採用となったが、彼女の配属された部署は過労で倒れる社員が出るほど長時間労働が常態化し、さらにサービス残業も行われていた。彼女も疑問を感じながら勤務していたが、ある時監督署の監督官の立ち入り調査があり労基法の違反が指摘された。その結果会社の長時間労働は是正され、サービス残業の未払い分はすべて支払われた。

このときの印象は強烈で、自分も監督官の仕事をしてみたいと強く思うようになり、思い切って会社を辞め、半年間集中して勉強し、監督官試験に合格したのだった。大学には附属から上がったので、今まで受験勉強らしい勉強はしたことがなかった。この時が彼女の今までの人生で一番勉強した時期と言える。

こうして憧れの仕事に就いたＢ監督官は何事にも前向きに取り組んでいた。今回の事故について、捜査主任官となるよう署長から言われ、初めて自分が捜査主任官になって事件を担当することに身の引き締まる思いがしていた。

◆◆◆ 実況見分

Ｂ監督官は第２方面（監督署の部署名）に配属されていた。第２方面主任監督官は物静かだが、しっかりと確実に仕事をする主任監督官で、司法事件も数多く手掛けていた。Ｂ監督官のことをいつも温かく指導してくれるありがたい先輩でもあった。

実況見分には、第２方面主任が監督官２名とともに出向いた。事故現場での見分が終了した後、第２方面主任が、「今回は感電事故なので警察とともに被災者の電撃痕を確かめるから、被災者が安置されている隣接の病院に一緒に来るように。」と言った。これは、感電の場合、身体に電気の流出入の跡が電撃痕として残る場合があるので、それを確認する必要があったからである。

被災者が安置されている病院の安置所には、既に被災者の妻が来ていた。妻はやり場のない怒りの矛先を捜査官たちへと向けた。すると、第２方面主任はまず、妻に深く頭を下げ、その後、鞄の中から数珠を取り出し手に掛け、遺体に向かって深々とお辞儀をした。Ｂ監督官も、数珠はないが第２方面主任に倣い深く頭を下げた。その後、淡々と被災者の状況を確認し、終わると再び深く一礼した。妻の顔は次第に怒りから悲しみに変わっていった。

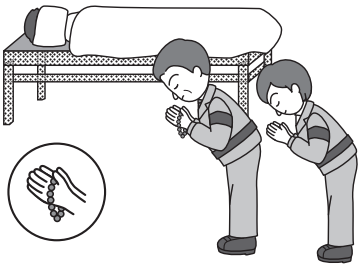

帰り道、第２方面主任が、「数珠は自分が駆け出しのころ先輩が持っていたのを見て、自分も鞄にしまうようになった。」とＢ監督官に話してくれた。死者に対する礼儀は調査のどのような時も忘れてはならないということを身を持って体験した。

◆◆◆　取調べ

実況見分の次の日から参考人や被疑者の取調べが始まった。

取り調べるためには当然感電の知識が必要だが、彼女は文系出身で、電気のことは高校の授業以来であり、感電についての専門的な知識はない。そこで、帰宅した後と休日の猛烈な勉強が始まった。電気専攻の同期の監督官から専門書を借りて読み、また、署や図書館にある電気関係の本を片端から読んだ。そして、事故の取調べに必要な知識は労働災害防止に関する実務書が一番過不足なく書かれているという結論にたどり着いた。

感電の知識は備わり、聴取する内容も十分検討した。しかし、彼女にはさらに必要なものがあった。それは、「ゆとり」である。第２方面主任から肩の力を抜くように言われた。真剣さのあまり、取調べのときは怖い顔をしていたらしい。相手のことも考えながらしっかり聴取すべきことを聴取するようにアドバイスされ、それ以降は表情にも気を付けた。こうして彼女の初の捜査主任官としての取調べが進行していった。

◆◆◆ 送検

Ｂ監督官が捜査を終了し、検察庁に被疑者及び会社を送検したのは、秋風が吹き始めるころだった。Ｂ監督官は検察官に事件のポイントを分かりやすく説明することもできた。

第２方面主任からアドバイスをもらいながら初めて捜査主任官として事件をやり終えたＢ監督官は、監督官の仕事の奥深さを改めて感じた。また、遺族への聴き取りの際に、今後同じような災害が二度と起こらないようにしてもらいたいという訴えがあり、それを心に深く刻んだ。

事案を検証！

この事案で法違反が成立するポイントは？

この事案のように、電気機械器具等を取り扱わせる場合について、安衛法20条３号は、電気等による危険を防止するための措置を講ずべきこと、さらに、安衛則333条１項は、電気機械器具について漏電による感電の危険を防止するため感電防止用漏電しゃ断装置の接続を事業者に義務づけています。

本件で違反が成立するためには、以下の事実が必要となります。

❶ 事業者が

❷ 電動機を有する機械または器具で、対地電圧が150Vを超える移動式もしくは可搬式のものまたは水等導電性の高い液体によって湿潤している場所その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等導電性の高い場所において使用する移動式もしくは可搬式のものについて

❸ 漏電による感電の危険を防止するため、当該電動機械器具が接続されている電路に、当該電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しゃ断装置を接続することが困難でないにもかかわらず

❹ ❸の措置を行わずに

❺ 労働者に作業を行わせたこと

参照条文

【労働安全衛生規則第333条】（漏電による感電の防止）

1　事業者は、電動機を有する機械又は器具（以下「電動機械器具」という。）で、対地電圧が150ボルトをこえる移動式若しくは可搬式のもの又は水等導電性の高い液体によって湿潤している場所その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等導電性の高い場所において使用する移動式若しくは可搬式のものについては、漏電による感電の危険を防止するため、当該電動機械器具が接続されている電路に、当該電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しゃ断装置を接続しなければならない。

2　事業者は、前項に規定する措置を講ずることが困難なときは、電動機械器具の金属製外わく、電動機の金属製外被等の金属部分を、次に定めるところにより接地して使用しなければならない。

一　接地極への接続は、次のいずれかの方法によること。

イ　一心を専用の接地線とする移動電線及び一端子を専用の接地端子とする接続器具を用いて接地極に接続する方法

ロ　移動電線に添えた接地線及び当該電動機械器具の電源コンセントに近接する箇所に設けられた接地端子を用いて接地極に接続する方法

二　前号イの方法によるときは、接地線と電路に接続する電線との混用及び接地端子と電路に接続する端子との混用を防止するための措置を講ずること。

三　接地極は、十分に地中に埋設する等の方法により、確実に大地と接続すること。

被疑者の供述にみる法違反の事実

被疑者となったのは、工事会社の現場監督で、以下はその供述の要旨です。

供　述　調　書（要旨）
氏名　○○○○
昭和○○年○月○日生（○○歳）
1、　私は、○○工事現場の現場監督で、○○工事現場にあって作業
一切を指揮監督して工事を施工しており、労働者の危険防止に権
限と責任を有しております。
2、　被災者は、溝の中で地下水が湧いてきたので排水するため地上
にあった水中ポンプを両手で持ち溝の中に降ろしたところ、水中
ポンプに漏電していたため感電して死亡したものです。
3、　水中ポンプは対地電圧が200Ｖの可搬式ですが、この水中ポン
プが接続される電路に感電防止用漏電しゃ断装置は接続されてお
りませんでした。
4、　この水中ポンプが接続される電路に感電防止用漏電しゃ断装置
を接続することは困難ではありませんでした。
5、　漏電による感電の危険を防止するため、水中ポンプのような電
気機械器具が接続されている電路に感電防止用漏電しゃ断装置を
接続しなければならないことは知っておりました。しかし、今ま
で感電防止用漏電しゃ断装置を接続しないことでの事故を経験し
たことがなかったので、今回も大丈夫だと思っていました。
6、　私は、現場監督として労働者の危険防止の責任を有していたに
もかかわらず、感電の危険があるのに、それを軽視して今回の事

故を発生させてしまいました。今まで事故がなかったということで本来行うべき危険防止の措置を怠ったことを反省しております。

7、　また、工事は発注者である鉄鋼メーカーの構内で行っておりましたが、構内で作業を行う場合は使用する機械等について、発注者が安全確認をして発注者から構内への持ち込み許可を得ることが必要でした。しかし、今回現場で使用した水中ポンプはこの許可を受けずに工事現場に持ち込んだもので、構内作業で決められたルールに違反しておりました。ルールを遵守して水中ポンプの安全を確認していれば事故は防げたと思います。被災者には本当に申し訳ないことをしたと思います。

監督官の目　～災害防止の観点から～

(1) 災害防止措置

事故は、以上のように司法事件として送検という結果になることもありますが、やはり大事なことは、再発防止をどのように徹底するかということです。

今回の事故の対策としては、以下の事項が考えられます。

① 感電の危険を防止するため、水中ポンプが接続されている電路に、当該電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しゃ断装置を接続すること。

② 水中ポンプの使用前に漏電テスト等点検を実施すること。

③ 二重の安全を図るため感電防止用漏電しゃ断装置の接続のほか、アースを取り付けること。

④ 靴、手袋、服装等を絶縁効果に有効なものを使用すること。

⑤ 発注者である鉄鋼メーカーの安全確認のための構内持ち込み許可を受けること。

(2) 工事注文者（元方事業者等）の責任

本件は、製造業である鉄鋼メーカーの構内で発生した事故です。製造業については、「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針について」（平18.8.1基発0801010号）が行政通達で示されており、その第２の12の⑴では、「元方事業者は、労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じる能力がない事業者、必要な安全衛生管理体制を確保することができない事業者等労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者に仕事を請け負わせないこと。」として、本件のように事業者が、設備の改修の全部を建設事業者に発注する場合など仕事の全部を注文し自らはその仕事を行わず、元方事業者には該当しない場合でも、これらの事項を配慮する必要があるとしています。

以上から、本件のような製造業で、工事の注文者となる場合は、仕事を請け負わせる事業者の選定にあたり、労働災害を防止するための事業者責任を遂行できるかどうか見極めることが重要と思われます。

参　考

「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針について」（平18.8.1基発0801010号）（抄）

第２　元方事業者が実施すべき事項

12　その他請負に伴う実施事項

⑴　仕事の注文者としての配慮事項

元方事業者は、労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じる能力がない事業者、必要な安全衛生管理体制を確保することができない事業者等労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者に仕事を請け負わせないこと。

また、元方事業者は、仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮する必要があること。（法第３条第３項）

このため、元方事業者の組織内における安全衛生管理部門並びに設計部門及び作業発注部門間の連携を図ること。

なお、これらの事項は、仕事の全部を注文し自らは仕事を行わない事業者についても同様であること。

法律家の目　～事例ワンポイント～

(1) 請負業者（工事会社）の責任

本件は、事業者に「電気、熱その他のエネルギーによる危険」を「防

止するため必要な措置を講」ずることを義務づける安衛法20条３号を受けた（同法27条１項による具体的内容の厚生労働省令への委任）安衛則333条１項に違反するとして立件されたものですが、水中ポンプに感電防止用漏電しゃ断装置が接続されていなかったことから、工事会社が同法20条３号に違反していることは明らかです。また、民事的には、この点で、被災労働者に対する関係で、被災労働者と直接の雇用関係にあり、被災労働者に指揮命令をしている工事会社には安全配慮義務違反があると言えるでしょう。

(2) 注文者（鉄鋼メーカー）の責任

ところで、問題は注文者である鉄鋼メーカーの責任です。今回は、鉄鋼メーカーの構内持ち込み許可を受けずに持ち込んだ機械器具での災害ですので、民事損害賠償上でも鉄鋼メーカーを安全配慮義務違反に問うことは難しいでしょうが、構内に持ち込む機械器具等については安全を確認するために許可制になっていたことは、鉄鋼メーカーも一定限度で工事会社の労働者の安全についての責任を負っていることを意味します。本件で、感電防止用の漏電しゃ断装置が備え付けられていないにもかかわらず持ち込みを許可したとか、持ち込みを黙認したとか、鉄鋼メーカーが安全確認を行わなかったとなれば、その点が安全配慮義務違反や不法行為の過失を根拠づける可能性もあります。

注文者が請負会社の労働者に対して安全配慮義務を負う場合

また、注文者が請負会社の労働者を直接・間接に指揮監督をしているような場合には、注文者が安全配慮義務を負うこともあります。例えば、テクノアシスト相模（大和製罐）事件（東京地判平20.2.13労判955号13頁。287頁参照）では、注文者から仕事を請け負った請負会社の労働者の転落事故について、注文者にも安全配慮義務があるとして、注文者と請負会社の双方に対する損害賠償請求が認容されています。

注文者の不法行為責任・土地工作物責任

さらに、注文者の行為や指示、注文者側の設備の瑕疵によって災害

が発生した場合、注文者に不法行為責任（民法709条）や土地工作物責任（民法717条）が発生することもあります。例えば、感電防止用漏電しゃ断装置が接続されていないことを注文者が知って、あるいはうすうす知って、水中ポンプの持ち込みや使用を許可または黙認したような場合です。また、漏電しゃ断装置が接続されていないことを気づかないで水中ポンプの持ち込み使用を許可した場合や、注文者が「この水中ポンプを使用するように」と指示した場合も注文者に責任が発生することが考えられます。

次に、本件の水中ポンプは持ち運びが可能で、分電盤にキャブタイヤケーブルで接続しているだけであり、固定して設置されているわけではありませんので、「土地の工作物」に瑕疵があったということはできません。しかし、分電盤に欠陥があったというような場合には、「分電盤」が土地の上の建物に容易に取り外せない状態で設置されているとすれば、「土地の工作物」に当たるでしょうから、民法717条により鉄鋼メーカーにも責任が生ずることもあります。

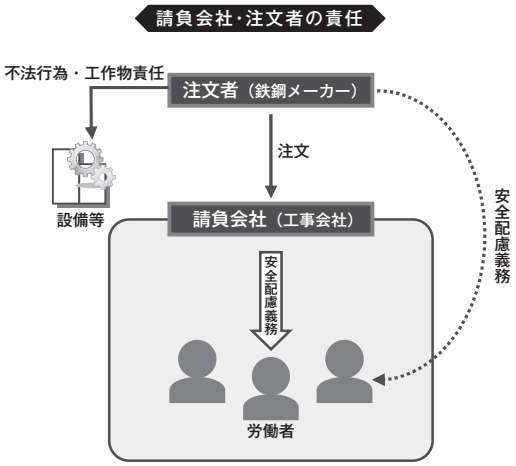

今回のケースは、注文者である鉄鋼メーカーには責任が生じないものでしたが、場合によっては注文者にも民事上の責任が生ずることもあり、注文者も労働災害防止の責任を負っているということができます。